

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例の一部を改正する条例

武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例（昭和58年7月武蔵野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（使用の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定管理者は、市又は指定管理者が事業で使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p>	<p>（使用の承認）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的に使用を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 市又は指定管理者が事業で使用する場合</u></p> <p><u>(2) 営利を目的とせず、かつ、芸術文化に関する活動を行うことを目的とした武蔵野市内の団体で指定管理者が認めるものが、市民の芸術文化の振興に関する事業のために大ホール又は小ホールを使用する場合</u></p>	<p>項の改正</p>
<p>別表（別添1のとおり）</p>	<p>別表（別添2のとおり）</p>	<p>別表の改正</p>

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正前の武蔵野市立武蔵野市民文化会館条例の規定により、既に使用の承認を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の見直しに伴うほか、所要の改正をするものである。

別表（第6条関係）

施設使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
	円	円	円	円
大ホール	50,000	108,000	134,000	270,000
小ホール	18,800	40,000	49,400	100,000
展示室	—	—	—	25,200
	10,100	10,100	10,100	25,200
	10,100	14,500	17,600	36,000
第1リハーサル室	1,800	1,800	1,800	5,400
第2リハーサル室	3,200	3,200	3,200	9,600
第1会議室	3,100	4,100	5,100	11,000
第2会議室	1,700	2,400	3,000	6,300
第1和室	1,100	1,600	1,800	3,800
第2和室	1,100	1,600	1,800	3,800
茶室	1,600	2,400	2,600	5,600
第1練習室	1,000	1,500	2,000	3,800
第2練習室	500	700	1,000	1,800
第3練習室	1,000	1,500	2,000	3,800

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日に使用する場合の大ホール及び小ホールの使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に2割を加算した額とする。
- 2 練習（公演日の練習を除く。）により大ホール及び小ホールの舞台面のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割相当額とする。
- 3 使用時間の延長は、大ホール又は小ホールの使用で管理上支障がない場合に限り承認し、1時間につき、使用の承認をした使用区分に係る規定使用料の3割相当額を徴収する。
- 4 展示室を2分割して使用する場合の使用料は、規定使用料の5割相

当額とする。

別表（第6条関係）

1 市民等が使用する場合

（単位 円）

区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大 ホ ー ル	平日	50,000	108,000	134,000	270,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	60,000	129,600	160,800	324,000
小 ホ ー ル	平日	18,800	40,000	49,400	100,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	22,500	48,000	59,200	120,000
展 示 室	展覧会と して使用	—	—	—	25,200
	楽屋とし て使用	10,100	10,100	10,100	25,200
	その他の 使用	10,100	14,500	17,600	36,000
第1リハー サル室		1,800	1,800	1,800	5,400
第2リハー サル室		3,200	3,200	3,200	9,600
第1会議室		3,100	4,100	5,100	11,000
第2会議室		1,700	2,400	3,000	6,300
第1和室		1,100	1,600	1,800	3,800
第2和室		1,100	1,600	1,800	3,800
茶室		1,600	2,400	2,600	5,600
第1練習室		1,000	1,500	2,000	3,800
第2練習室		500	700	1,000	1,800
第3練習室		1,000	1,500	2,000	3,800

2 市民等以外の者が使用する場合

（単位 円）

	午前	午後	夜間	全日
--	----	----	----	----

区分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大 ホ ー ル	平日	60,000	129,600	160,800	324,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	72,000	155,500	192,900	388,800
小 ホ ー ル	平日	22,500	48,000	59,200	120,000
	土曜日、 日曜日及 び休日	27,000	57,600	71,000	144,000
展 示 室	展覧会と して使用	—	—	—	30,200
	楽屋とし て使用	12,100	12,100	12,100	30,200
	その他の 使用	12,100	17,400	21,100	43,200
第1リハー サル室		2,100	2,100	2,100	6,300
第2リハー サル室		3,800	3,800	3,800	11,400
第1会議室		3,700	4,900	6,100	13,200
第2会議室		2,000	2,800	3,600	7,500
第1和室		1,300	1,900	2,100	4,500
第2和室		1,300	1,900	2,100	4,500
茶室		1,900	2,800	3,100	6,700
第1練習室		1,200	1,800	2,400	4,500
第2練習室		600	800	1,200	2,100
第3練習室		1,200	1,800	2,400	4,500

備考

- 1 この表において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 武蔵野市内に住所を有する者、武蔵野市内の事務所若しくは事業所に勤務する者又は武蔵野市内の学校に在学する者
 - (2) (1)に掲げる者が代表者である法人その他の団体又は武蔵野市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体
- 2 入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴

収して大ホール又は小ホールを使用する場合の使用料は、この表に規定する額（以下「規定使用料」という。）に、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額を加算した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(1) 入場料等の最高額が1人当たり3,001円以上5,000円以下であるとき 規定使用料の3割に相当する額

(2) 入場料等の最高額が1人当たり5,001円以上であるとき 規定使用料の5割に相当する額

3 練習等（公演日の練習等を除く。）により大ホール又は小ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

4 展示室を2分割して使用する場合の使用料は、規定使用料の5割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 使用の承認をした区分を超える中間時間（午前及び午後又は午後及び夜間の区分の間の時間をいう。以下同じ。）の使用は、会館の管理上支障がないと指定管理者が認める場合に限り承認し、当該使用の承認をした区分に係る規定使用料（2、3又は4に該当するときは、それぞれに定める額）の3割に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

6 5の規定にかかわらず、午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。